

勝馬投票に係る金額の支払にクレジットカードを使用する方法の実施に関する規約

(平成23年2月28日規約第2号)

(趣旨)

第1条 この規約は、日本中央競馬会競馬施行規約（平成19年規約第2号）第71条第2項第2号（同規約第91条において準用する場合を含む。）の規定により勝馬投票に係る金額に相当する額の支払にクレジットカードを使用する方法（以下「クレジットカード決済方式」という。）を利用するための手続その他クレジットカード決済方式の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(契約の締結)

第2条 クレジットカード決済方式は、電子計算機を通じて勝馬投票券の購入の申込みを行う場合に利用できるものとし、当該方式を利用しようとする者（以下「申込者」という。）は、その利用の申込みに際し、次の各号に掲げる事項を定めた契約を日本中央競馬会と締結するものとする。

- (1) クレジットカード決済方式の利用に使用するクレジットカード等申込者の情報の登録等に関する事項
- (2) 勝馬投票券の購入の申込方法に関する事項
- (3) 勝馬投票券の購入の申込みに係る制限に関する事項
- (4) 勝馬投票券に係る払戻金等の交付方法に関する事項
- (5) クレジットカード決済方式を利用する者（以下「利用者」という。）の欠格事項等に関する事項
- (6) 個人情報の取扱いに関する事項
- (7) その他クレジットカード決済方式の利用に関し必要な事項

2 前項第3号に掲げる事項には、次の各号に掲げる事項を含むものとする。

- (1) 毎月1日を始期とする1月間の勝馬投票券の購入額は、50,000円以内であること。
- (2) 1日の勝馬投票券の購入回数は、3回以内であること。
- (3) 前項の契約は一の利用者につき一の契約のみ締結することができるものとし、当該契約において登録できるクレジットカードは、理事長が別に指定するクレジットカード会社（以下「指定カード会社」という。）を発行者とし、利用者本人を名義人とする一のクレジットカードに限ること。
- (4) 利用者から指定カード会社への勝馬投票に係る金額に相当する額の支払は、翌月一括払とすること。

(意見の聴取)

第3条 理事長は、クレジットカード決済方式の実施により問題が生じ、又は生じるおそ

れがあると認めた場合は、消費生活に関する事項に関し優れた識見を有する者その他の学識経験を有する者で構成される委員会の意見を聴くものとする。

2 理事長は、前項の委員会の意見を踏まえ、必要な措置を講じるものとする。

3 第1項の委員会における審議の内容は、公開するものとする。

(本規約の変更)

第4条 前条の規定は、本規約（第1条及び第2条第1項を除く。）の変更について準用する。

附 則

この規約は、平成23年4月1日から起算して3月を超えない範囲内において理事長が定める日（平成23年4月8日）から施行する。

附 則（平成28年3月22日規約第2号）

この規約は、平成28年4月1日から施行する。